

第十九回 参議院建設委員会會議録第十八号

昭和二十九年三月二十五日(木曜日)午前十時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長

深川タマエ君

理事

石井 桂君

石川 榮一君

三浦 辰雄君

委員

石坂 豊一君

小澤久太郎君

赤木 正雄君

飯島通次郎君

小笠原三男君

近藤 信一君

田中 一君

政府委員

自治政務次官 青木 正君

建設政務次官 南 好雄君

建設大臣官房長 石坂 二郎君

建設省道路局長 富樫 凱二君

建設省計画局長 波江 操一君

事務局側

常任委員 武井 篤君

常任委員 菊池 璋三君

常任委員 会専門員 菊池 璋三君

説明員

自治庁府 細郷 道一君

県税課長 鮎川 幸雄君

建設省住宅局 住宅課長 町田 保君

首都建設委員 会事務局長 町田 保君

本日の會議に付した事件

○提出予定法律案に関する件
○道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(深川タマエ君) 只今より建設委員会を開会いたします。

最初に石坂建設省官房長より法案提出の予定の御説明があるそうでございます。

○政府委員(石坂二郎君) 本国会に提案予定されて、建設省において法案を準備いたしておるものにつきまして、今日までの大体的経過と今後の予定について御報告申し上げたいと思ひます。

先ず第一に土地区画整理法案でございますが、これは目下の予定では、明日の閣議において決定いたしました、来週中には国会に提案できるものと、かように考えております。たび／＼御説明申し上げております通り、この法案は土地の区画整理を円滑にするために従来耕地整理法等の定める手続によつておりましたのを、或いは又特別都市計画法によつて手続をやつておりましたのを、一般の土地区画整理法の中にまとめまして、内容におきましても若干従来のやり方を変更したい、かような考えでございます。

主な改正の要点といたしましては、先ず区画整理に際して借地権者の権利の保護と申しますか、これと土地所有者との間のどちらをどの程度重く見る

かという点ににつきまして、大体法案の内容といたしましては、借地権者と土地所有者と大体同様に取扱いた

いという点に考慮を考へております。又換地するに当りまして、新らしい制度として立体的換地、つまり土地の足らん場合には立体的換地もやれるようにしたいという点に考慮を考へております。又組合の役員等につきま

して従来任期もなかつたのに任期を付けるという点も考へております。又換地の計画を定める場合には、事前に縦覧に供し、異議を申立てる機会を与えるという点も考へております。又訴願の途がなかつた分につきましては、訴願の途を開くとい

うようなことも考へております。それから従来建設大臣の認可事項でありましたのを一部都道府県知事の認可事項に下すという点も考へてお

ります。大体さうな点で考へて、来週中には提案できると、かように考えております。

その次に建設機械抵当法案であります。これは建設省と法務省の共管の法律になる予定でございます。法務省のほうでいろいろ法律技術的にむづかしい点がありまして、まだ最終決定に至つておりませんが、来週早々に閣議決定をして、国会に提案できるであらう、かように考へております。

この狙いは建設機械について動産抵当を設定して、それによつて金融の途を開こう、これが狙いで、そうして建設機械の整備を促進する、建設工事の能

率的な施工を図ろうというのが目的でございます。

それからこれに関連いたしまして、公共工事前払保証事業に関する法律の一部改正しまして、こういう建設機械を抵当に入れて金融を受ける場合に、保証事業会社が保証する途を開こう、

こういう点を考へております。

以上三つの法案はいずれも来週中遅くとも再来週中には必ず提出できると考へておりますが、更にもう一つ、河川法の改正案というものも考へております。これにつきましては先週初めに、建設省内部の要綱案を決定いたしまして、今週の初めの次官會議に概要を報告したという程度でございます。また各省の折衝もついておりまして、これから更に各省の了解をとり、法制局の審議を経る、それから政府の意思を決定して提案するという段取りであります。見通しをいたしましては、法案の形でまとまりますのは、早くとも四月の半ば以降ではなからうかと考へております。従いましてこれを国会に提案するといつたとしても、会期等の関係上いろいろ検討しなければならぬ点があるのじやなからうかと、かように考へております。なお河川法の改正案につきましては、これは建設省といたしまして非常に重要な法案でもあり、当委員会におかれましてはかね／＼いろいろの御意見もあるところだらうと考へておりますので、機会を得まして、形式といたしましては委員会に要綱を正式にお諮りするという

わけには参らんかと思ひますけれども、何らかの形をとつて頂きまして、実質的には建設省が目下考へております点について御説明を申し上げ、御意見も承りたい、かように考へております。

○委員長(深川タマエ君) では本日の予定をお諮り申し上げます。

本日は初めに道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の御質疑を願ひ、そのあとで前日に引続きまして住宅金融公庫法の一部を改正する法律案の質疑を御継続願ひたいと存じます。

なお道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の御質問に入る前に、目下地方行政委員会に付託されております、これに関連する昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案の説明を承ることにいたしましたと存じます。御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(深川タマエ君) 本日御出席の政府委員は、青木自治政務次官、南建設政務次官、富樫道路局長、細郷自治庁府県税課長でございます。

では揮発油譲与税の御説明を願ひます。

○政府委員(青木正君) 只今お話の揮発油譲与税の問題でございますが、提案説明と申しますか、そういう形式的な提案説明の問題でなしに、二十九年年度の揮発油譲与税ができましたいきさつ等を申し上げまして御理解を願つたはう

がよろしいのじやないかと思ひますので、そういう意味で申上げたいと思うのであります。

御承知のごとく揮発油を使ひます自動車によつて道路が非常な損傷を受けるといふことから、先般揮発油に關する目的税が設定されたのであります。が、道路の管理につきましては、府県道は勿論府県の責任でありまして、又国道につきましてもやはりその管理の責任は都道府県又は五大市にある、このういふことでありまして、揮発油税の三分の一はこれを揮発油譲与税の財源としてそして都道府県並びに五大市の道路の面積等に按分してこれを地方公共団体に譲与する、このういふ考へ方に立つておつたのであります。然る

ところ、その後いろいろ衆議院の建設委員の方々又建設省等ともいろいろ折衝いたしまして、この揮発油譲与税を一般的に府県の道路財源に充てるといふことになりました。先般国会で成立いたしました道路の五カ年計画のため

に充てるといふ趣旨にもとるのじやないかといふような意見も出ましたので、そこでいろいろ折衝いたしまして、結果、揮発油税によつて入りまゝの税額の三分の一、即ち七十九億、その七十九億のうち四十八億だけは道路整備五カ年計画の道路のほうに充當する、

そうして三十一億だけはこれを五カ年計画以外の一般の地方公共団体の道路の費用に充てると、このういふような話合ひになつて参つたのであります。そこで将来の問題等も勘案いたしまして、このガソリン税を設けました当初の目的から考へて、これは鉅くまで五カ年計画のために使うべきだといふ御意見もありませんし、又一方におきま

しては、都道府県或いは五大市等におきまゝする道路整備のための財源という問題も考慮いたさなければならぬとせんので、今回は二十九年度だけの工事費といたしまして、そして三十年年度以降における道路に關する問題につきましては三十年年度の予算編成に當りまして改めて研究、決定すると、このういふような方針にいたしたのであります。

そこでそうしたいささつてありますので、当初はこのガソリン税の三分の一を地方財源に入れるといふことであつたので、地方財政計画はさうな考への下に立案いたされたのであります。が、そうした折衝の結果、四十八億だけは取出しまして道路整備五カ年計画のほうに充當するといふことになりましたので、地方財政計画は、そうした特別の五カ年計画のために地方財政上当初から見積つておりましたのは十億しかないものであります。従いまして三十八億だけ別に財源措置を講じなければならぬ、このういふことになりまして、關係各省等ともいろいろ折衝いたしまして結果、その三十八億の財源につきましては今後実際の運用に當りまして、例えば都道府県におきまして計画しておりました道路計画、それと五カ年計画とのまあ重複部分ができて参ります場合はそこで若干の節約もできる。それからそれ以外の都道府県の一般の単独事業におきまして節約できるものはまあ節約いたして、なお不足する分につきましてはこれを起債に求めるといふことで大蔵省、建設省並びに自治庁との間に話合ひを進めまして、そうした方向でその不足財源は処理するといふことに話合ひができた次第であります。

以上、極く大体的なことでありまして、今日までの経過を申上げた次第でございます。なお御質問によりまして詳細の点は申上げたいと思ひます。

○委員長(深川タマエ君) 如何いたしまして。只今の御説明に對しまして簡単に御質問なさいませうか。

○小笠原三三男君 昨日話合ひをした通り、先ず本委員会に付託されている部分について質疑をしていく過程において問題点が出て来たとき、それ、正式に關係委員会の御交渉で質疑ができるようにしたいと思ひます。

○委員長(深川タマエ君) さう取計らいいたして御異議ございせんか。

○委員長(深川タマエ君) ではさういたします。それでは揮発油譲与税に關する法律案の御質問はあとにいたしまして、道路整備費の財源に關する臨時措置法の一部を改正する法律案の御質問に入りたく存じますが、御異議ございせんか。

○委員長(深川タマエ君) では順次御発言を願ひます。

○三浦辰雄君 まあ昨年いろいろと議論をしてこの委員会を通したこのいわゆる議員立法の法律が、早速その法律通りに実施することなく變つてしまつてしまつた、その提案理由のところを見ますと、この法律の趣旨通りに揮発油収入額相当額の金額を国の道路予算に充當しますことが、国と地方の財源の配分から考へまして非常に困難となりまして、二十九年度に限つてとつたやつて、要するに中央地方の財源配分からこれをその法律のまま実施することを實現もなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

うに變えなかつた、こ

業予算にいたしますと約三千億の予算になります。これは、五年計画としてこれをやるにつきましては、多分の難色がございます。打明けて申し上げますと、まだ大蔵事務当局の承認を得られないというのが現在であります。従つて若しこのような、今御審議を願つておきますような法律にきまつて参りますれば、又その意味におきましての案を作つて、閣議に五年計画として承認を求めるといふ段取りになりますのであります。この法律が公布になりまして、五年計画を完全にとめ上げまして、閣議決定を経、又皆様方にもお示しすることができるとなつたのであります。不幸にいたしまして、まだ五年計画が政府の案といつたしましては、段取りは、たといそれがおらんとするが現状でございます。この点につきましては誠に申訳ないと思つて恐縮してゐるような次第でございます。

○三浦辰雄君 私どもはあの臨時措置法を審議する場合に、今となつてみれば相当にまだ審議を慎重にしなければならなかつた点があつたように思ふ。例えば今のような問題、これは一体五年計画というものを先に出して、そしてその後のいわゆる財政規模といふ点、それから、国費の配分においてどうしても変えなければならぬ点があれば、又閣議に諮つてこれをおきめになるというところは、これは法律にはあることですね。ところが全然出してない。これは一体大蔵省と言ひ、どこであらうと政府内部でありまして、どこがまあ出するのは建設大臣が出すということになつておつて、建設大臣が大蔵省の何といひますか、態度に負けて五年計画を出さなかつた。これは法律を守つていないといふことだと思ふ。ところが今度の一部改正の法律を見ると、依然として政府は五年計画の道路計画を出さなければならぬといふたような、建設大臣がこれを出して閣議の決定を求めなければならぬといふような案は少しも変えてない。私は若し改めるなら、大臣は閣議に諮つて行くといふこと自身について政府として、この修正案を出しになることを考えたかどうか、私はこの点を聞きたい。

○政府委員(南好雄君) お答え申し上げます。御承知の通りこの臨時措置法は三浦さんよく御承知の通り議員立法であります。これは政府の提出法案であります。閣議決定に至らないまでも、或る程度の準備段階その他ができておるのであります。議員立法でありました関係から、法案が公布になりまして、政府がその法律に基いて五年計画を策定して行く、もとより事務当局の試案をいたしまして、五年計画といふものがあつたので、お手許にお示した程度のものでお示しすることができたのであります。要するにこれが法律となつて初めて政府を拘束するようになつて、その拘束に基いて五年計画案といふものを作つて大蔵事務当局に交渉した。それは先ほども申し上げましたような事情からいたしまして、約三千億という巨額に達しますために、国家財政の見地からいつてなにか、同意を得るに至らなかつた。今日においてもなお且つガソリン税相当額を財源にするにいたしまして、中央だけに充てなければならぬもの

のじやない、それは地方の道路の負担にも一部使つてもいいじやないかといふ思想を政府内部で持つておるのであります。御審議願つておるような本年、二十九年年度に限つて三分の一相当額を中央の計画だけでなく、地方に充てていいじやないかという案が通つたので、私もこういうような改正案をお願いしなければならぬようになつたわけでございますけれども、そういう考え方もあるでございます。

○三浦辰雄君 それは政府内部の、この修正の一部改正法律案を出すといふことは、内部の事情でしようけれども、私はこの点について只今のお答えではどうも満足できない。例えば昨年の二月二十日に建設、大蔵の連合委員会を持ちました際、これは午前と午後と亘つております。午後には堀木委員より、法律が通つて何と処置しなければならぬ場合、閣議に提出される五年計画といふものに連帯して責任を持つのか、こういう趣旨の質問をしております。その前にいわゆる大蔵大臣として、この法律は自分たちは財源に紐付きをされるのであるから通していただくんではないかという率直なお答えであつて、その後幾つかの問答があつて、そして最後には若しこの法律が通つて何と処置しなければならぬ場合、閣議に提出される五年計画には連帯責任をお持ちになるのですかと、こういうふうな質問した際には、大臣は大蔵大臣はです、又同時に建設もですが、持たなければならぬと思ふ、こういうふうにはつきり言つてゐるのです。私は議員立法といふものについての今日国会でいふといふものの反省と申しますか、お互いに自己批判をしてゐるという問題は知つております。知つておられますけれども、すでにこの案自身、その議員立法といふものでこれは一体やるべきかやるべきでないかという非常に議論になつたことは御承知の通り、その挙句、持たねばならぬと思つておられる、五年計画画は出さんわ、そうしてその法律の通りに実施することは一年もしないに、直ちにこれを提案の理由の説明によると、中央、地方の財源の配分の必要止むを得ない事情からだと言つてゐる。だからじやあと言つてこう聞いてみますと、四十八億といふものは五年計画の線に則つて使う、あの地方譲与をした三十一億といふものはこれ又道路のほうに使うといふことでございませう。時に、一体五年計画といふものを出しもしないでいて、そういうふうなことを言つてゐるというこゝろでは、私は実際何といひますか、政府としてはもつと納得の行く説明に持つて行つて頂かないといふと、私もどうも審議する上において非常に困ると思ふのです。この点についてどういふふうにお考えになりますか。

○小笠原三三男君 閣下して。これは私の記憶を以てするならば、当時この道路整備費の財源等に関する臨時措置法の案が出た場合に、私やましくこの点は言ふことなんでしょう。いわゆる税入が、このものに見込み限度において道路整備計画を立てるといふのが趣旨なのか、私たちが言へば、目的は飽くまでも道路整備といふことが計画的に実現されるということがこの法律案の趣意であつて、たま／＼その財

源はガソリン税を以て充て、それにプラス・アルファがあるんだ、こういう考え方でなかつたら、将来この税収入如何、或いは政府の財源の都合等々で事業がいつも浮動することになる。そんな馬鹿なことではこの法律案の趣旨は貫徹できない。従つて提案者としては、道路整備五年計画の案といふものはあるのか、閣議決定に持込打案といふものを示さなければ、そうして計画そのものをこれによしときめられる、財源的な裏付けはこれでやるといふことで、そうでなければこの法の趣旨は成り立たないといふことで、大いにその当時議論をして、そして道路局長のほうからこれこれの案は今考へてある案でございませうと提示せられたんです。そして今度はその案通りに仮になるとしても、国道線なら国道線でも、実は全国のどの二級国道、どの一級国道をどうするといふ細目に亘つて資料を出せ、それさえも出て来なければ、今度は予算の分捕りといふようなことである、不明朗な問題が起るといふことで、その点まで私はその当時お伺ひしたわけなんです。それがまあ／＼私の危惧した通り、国の財政の都合とか或いは財政計画の立て方によつてこの税収入額が三分の二だとか或いは四分の一だとか、こういうふうな浮動するようないことが政府の勝手な立法で、勝手な考え方で出て来るといふようなこと自体は、私は参議院としての考え方に真つ向から、何といひますか、矛盾するし、又逆行することを強硬に持ち出して来たんだと思ふ。確かに三浦君がおつしやるように、十二月頃成案を得るといふ確約をしておりながら、未だその閣

判をしてゐるという問題は知つております。知つておられますけれども、すでにこの案自身、その議員立法といふものでこれは一体やるべきかやるべきでないかという非常に議論になつたことは御承知の通り、その挙句、持たねばならぬと思つておられる、五年計画画は出さんわ、そうしてその法律の通りに実施することは一年もしないに、直ちにこれを提案の理由の説明によると、中央、地方の財源の配分の必要止むを得ない事情からだと言つてゐる。だからじやあと言つてこう聞いてみますと、四十八億といふものは五年計画の線に則つて使う、あの地方譲与をした三十一億といふものはこれ又道路のほうに使うといふことでございませう。時に、一体五年計画といふものを出しもしないでいて、そういうふうなことを言つてゐるというこゝろでは、私は実際何といひますか、政府としてはもつと納得の行く説明に持つて行つて頂かないといふと、私もどうも審議する上において非常に困ると思ふのです。この点についてどういふふうにお考えになりますか。

○小笠原三三男君 閣下して。これは私の記憶を以てするならば、当時この道路整備費の財源等に関する臨時措置法の案が出た場合に、私やましくこの点は言ふことなんでしょう。いわゆる税入が、このものに見込み限度において道路整備計画を立てるといふのが趣旨なのか、私たちが言へば、目的は飽くまでも道路整備といふことが計画的に実現されるということがこの法律案の趣意であつて、たま／＼その財

源はガソリン税を以て充て、それにプラス・アルファがあるんだ、こういう考え方でなかつたら、将来この税収入如何、或いは政府の財源の都合等々で事業がいつも浮動することになる。そんな馬鹿なことではこの法律案の趣旨は貫徹できない。従つて提案者としては、道路整備五年計画の案といふものはあるのか、閣議決定に持込打案といふものを示さなければ、そうして計画そのものをこれによしときめられる、財源的な裏付けはこれでやるといふことで、そうでなければこの法の趣旨は成り立たないといふことで、大いにその当時議論をして、そして道路局長のほうからこれこれの案は今考へてある案でございませうと提示せられたんです。そして今度はその案通りに仮になるとしても、国道線なら国道線でも、実は全国のどの二級国道、どの一級国道をどうするといふ細目に亘つて資料を出せ、それさえも出て来なければ、今度は予算の分捕りといふようなことである、不明朗な問題が起るといふことで、その点まで私はその当時お伺ひしたわけなんです。それがまあ／＼私の危惧した通り、国の財政の都合とか或いは財政計画の立て方によつてこの税収入額が三分の二だとか或いは四分の一だとか、こういうふうな浮動するようないことが政府の勝手な立法で、勝手な考え方で出て来るといふようなこと自体は、私は参議院としての考え方に真つ向から、何といひますか、矛盾するし、又逆行することを強硬に持ち出して来たんだと思ふ。確かに三浦君がおつしやるように、十二月頃成案を得るといふ確約をしておりながら、未だその閣

源はガソリン税を以て充て、それにプラス・アルファがあるんだ、こういう考え方でなかつたら、将来この税収入如何、或いは政府の財源の都合等々で事業がいつも浮動することになる。そんな馬鹿なことではこの法律案の趣旨は貫徹できない。従つて提案者としては、道路整備五年計画の案といふものはあるのか、閣議決定に持込打案といふものを示さなければ、そうして計画そのものをこれによしときめられる、財源的な裏付けはこれでやるといふことで、そうでなければこの法の趣旨は成り立たないといふことで、大いにその当時議論をして、そして道路局長のほうからこれこれの案は今考へてある案でございませうと提示せられたんです。そして今度はその案通りに仮になるとしても、国道線なら国道線でも、実は全国のどの二級国道、どの一級国道をどうするといふ細目に亘つて資料を出せ、それさえも出て来なければ、今度は予算の分捕りといふようなことである、不明朗な問題が起るといふことで、その点まで私はその当時お伺ひしたわけなんです。それがまあ／＼私の危惧した通り、国の財政の都合とか或いは財政計画の立て方によつてこの税収入額が三分の二だとか或いは四分の一だとか、こういうふうな浮動するようないことが政府の勝手な立法で、勝手な考え方で出て来るといふようなこと自体は、私は参議院としての考え方に真つ向から、何といひますか、矛盾するし、又逆行することを強硬に持ち出して来たんだと思ふ。確かに三浦君がおつしやるように、十二月頃成案を得るといふ確約をしておりながら、未だその閣

議決定もなし、要綱も出ていない。何ということですか、それは南さんのおつしやるようになるには、これは議員立法なんですか、たまたまできたから、できてから研究したような話をしておりますけれども、そうではないのですよ。事実上そうではなくて、建設当局も十分これは裏腹の關係で議員立法となつて来て、前回だつたと思ひますが、一致した意見で法案が通つたものなんです。そうしてこの財源的なものはもう動かさない状態においてこの立法をせられたのがこの立法の趣旨なんです。その税収入額を何分の幾らにするというふうなことを動かすということとは、この法律自体の自殺行為なんだ、私はこういう意味で誠にけしからんことだと考えております。

もう一点けしからんということとは、形式論でございますが、少くとも衆参両院の国会の意見としてそうして法律となつたものが、未だ議院の目も見えない。二十九年度から実現しなければならん、実施する義務を負わされている政府が、逆に修正して来て、実施を怠るというふうな、そうして院の意思を覆えずと申しますか、拘束するようないふふな法律案を提出することができるといふ点に私に大いに疑義がある。これは政府は法律案の提案権はございませうけれども、国会は新憲法によつて国権の最高機關として、この立法府の意思そのものが優先するのだ。その意思を実施される責任を負わされている政府が、実施する前に、これはこの程度に行いますというふうな法律案などを出すことができるかどうか。この点は他の補助金等の特例に関する法律案を審議している委員会等でも、衆

参両院憲法違反の疑いがあるということとで、同じ考え方に立つ法律案について學者の意見も聞いておられるのです。ところがこの意見は賛否半ばしている、そういう疑惑のある問題なんです、手続上も。こういうものを今更建設當局は、実は打ち割つた話、大蔵當局が承知しませんでした。大蔵當局つて何ですか、そんなものはこの立法府から言へば何ですか。この今の政府と党、二百数名を持ち、我が世の春を祇えている自由党の力を以てして何ですか。大蔵當局と言ふのは、こういうことこそ南さん、その他田中君でも誰でも、これをやつた者が、そうして他党派の同調まで求めた自由党の責任です。こんなふしだらな法案を出して来るというのは、内容的には逐次……まあ南さんを吊し上げるわけではないのですけれども、毎日のように文句を言つてやりますが、先ず大前提として、こんな法律案というものを提出して来るということは、院の意思というものを行政府が蹂躪し、或いはその責任を負わない怠慢なことである、手続上も違法ではないか。又閣議決定を未だするようないふふな計画案それ自体も出さない。そうして財政の都合によつては計画のほうは伸縮自在になるのだというところは、この法律の趣旨から言へば本末顛倒している。こういうような点について責任のある御答弁をお願いしておきます。

○政府委員(南好雄君) 三浦先生、小笠原先生の御質問、或る部分については全く私も同感な点があるのではありませんが、それで最初から私はいわゆる政府委員の答弁でないように打明けた話を申上げておるのであります、この法律が出るまでは、まさしく道路にいたしましても、河川にいたしましてもです。国家財政の見地で大蔵省の査定があり、その査定に異議を申立てて、徹頭徹尾いろいろねばつて、最後に閣議できまるというふうな、いわば道路の費用にいたしましても河川の費用にいたしましても、財政事情によつていつも動かして行くというものが今までの実態でありました。ところがこの法律ができまして、少くともガソリン税相当額というものは道路に使わなくちやならんという大きないわゆる制約ができただけであります。そこでそのガソリン税相当額を道路に使うのに、考え方が二つ出て来るはずであります。それを全部中央で使うか、或いは一部を地方に使つて、ひとしく道路に使うのなら地方にも分与するか、こういう考え方が出て来るわけでありまして、御承知の通り建設省の道路予算と申しますものは直轄と補助に分れておりまして、直轄は三分の一だけを地方が負担する、それから補助は少くとも半分は地方が負担する。で予算額は出ておりまして、事業量と申しますものは予算以上になつておりますことは、もうすでに各委員御承知の通りなんでございますが、その場合において、中央の予算額が、事業量全体がガソリン税相当額に達するようになるか、それとも一部は地方に負担さすかというふうな考え方があるものであります、財政当局の考え方といたしましては、本二十九年度は国家財政の非常に逼迫している点も勘案して、ガソリン税のこの臨時措置法の精神は十分わかるが、一部をいわゆる地方にやつてもらつて、そうして道路の五カ年計画の実施の一部に充てさしてくれ、こういうこ

とが結局最後に政府の意見にきまつた。そのために法律の改正が必要になつたというのが、先ほど青木君もそういうお答えを申上げたのであります。が、私も今まで、なぜこの法律が出て来たのかと申上げますと、ガソリン税相当額の予算額のうち、中央の事業量のうちから支弁する、こういう考え方が政府全体がなつたのだと、こういうことを先ほどお答え申上げたような次第なんです。

で、小笠原さんの質問の第二の点は、少くとも衆参両院一致した院議が、予算の提出権ということ、露の目を見ないうちに變つて行くことはけしからんという御議論は、私も全く立法府におります一人といたしまして多分に共鳴する議論なのであります。その点は少くとも私に限りましては、本改正案は最後にはこうなりまして、改正案の成立経過途中におきましては、私も同様の議論で、少くとも財政当局などにもいろいろ説得をしたのであります。併しさらに国家財政が非常に窮乏しておる。それから一兆億予算が或る意味における世論の希望するところでもあるという点も見受けられましたので、先ほど申上げましたようにガソリン税相当額を以て道路に充てるのだ、だが大部分は中央、その一部を地方にやつて地方の負担に充てて行くのだ、こういう考え方になつたわけでありまして、そうしてなぜ三十一億がいわゆる一般の地方の費用になり、四十八億だけが五カ年計画の道路の費用になつたかと申しますと、御承知の通りキロ当りの税金が一万一千円

でございます。今度御審議を願つておりますガソリン税が上りまして、キロ口につきまして一万三千円になりまして、そうすると本改正案なり五カ年計画を議論しておりました際において、二百三十九億という、これはキロ口当り一万一千円の税収入があるものとして議論しておつたわけなんです。そういたしますと約三十一億という金が二千円上げることによつて増収になるわけでありまして、その分だけは地方に分与してもいい。併し残りの少くともキロ口当り一万一千円の算定基礎になつておつた四十八億は、両院の全く一致したいわゆる法律にある道路の五カ年計画に使えという趣旨に従うのが、私どもとしてもこれはやらなければならんことだと考えましたので、四十八億は五カ年計画に使うのだ、上つた分のキロ口当り二千円の分の三十一億だけは、いろいろ都道府県におきまして道路の整備に必要な経費に從來も使つておつたのでありますけれども、そのほうに分与する。こういう考え方最大限に協調点を見出して、四十八億、三十一億に分けて使用するようなことになつたわけでございます。誠にこう法律が陽も見ないうちにこういうふうな直つて行きますことにつきましては、卒直に遺憾の意を表しますものであります。が、国家財政の非常に困つておるような点につきましても、政府の一員として考えますと、その間における一つの協調的な態度をとりまして、以上のように分けて作り上げましたことを卒直にお答え申上げまして、一応御説明の資料といたしたいと存じます。

○小笠原二三男君 今あなた卒直に議

員になつた立場で話したり、政府の立場になつて話したり、卒直はいいですが、使ひ分けして、どつちにも都合のいいような御答弁になつたけれども、あなた自身、仮に政務次官でなく、衆議院の建設委員をやつておられたならば、今聞くような議論は到底起り得ないと思う。素人の私たちでさえもおかしいと思うのです。あなたは、どうせ従来地方道についてその整備なり補修に金は使つてゐるのだ、その一部に割くのだからいいのだという意見であります。従来地方道は平衡交付金等においてそれ／＼財源的に措置されておるのだ、そういうことは十分わかりつつ、このガソリン税収入の相当額を以て国家的な見地に立つて計画的に国道並びに地方重要道を整備して行こうというのがこの立法の趣旨なんです。これが院議なんです。然るにあなたのおつしやるように、ガソリン税相当額の三分の一をやつて、そのうちの四十八億は計画の中に使うのだから同じなんだと言いますけれども、そういうふうな四十八億をやつて、そうして国の計画に基いて紐付きでそれを実施せるとしても、そうなれば他の面の一般の道路費の財源というふうなもののは国から行く分というものは減るのですよ。大体三十一億というものであつては始末せいということになつて、従来の交付税その他において面倒を見ないという傾向が出て来るのです。だから国の財政負担はこれは軽減されても、地方のほうには實際的に道路の維持管理或いは補修等に関する費用負担というものはしわ寄せになつて殖えて行くのです。何ら国で面倒を見られない結果が生じて来る。従来平衡

交付金等で算定せられて渡されてゐる金でも、一キロ当たり幅員が何メートルなら幾らとか、いろ／＼細かい規則を以て計算では渡されていきますけれども、それだけでは地方道の維持管理というものは賄えない実情なんです。それが却つて紐付きでこの金が行くということによつて、そうして国家計画に基く地方道を除く一般道路の維持、管理、補修、整備等は三十一億なんだ、こういうことになつたらあとはどうなります。その点が一つ問題点なんです。

計画に則ります事業の運用上できるだけ節約をして、三十八億をいわゆる節約して出そう、併しどうしても出ない場合には預金部の資金なりのいわゆる貯蓄の増すものから三十八億は起債で賄つて行こう、こういうことを先ほど青木君がお答え申上げたのであつて、少くともこの措置法に盛られた精神はできるだけ尊重しよう、但し法律の通りに実行できない、いわゆる国家財政も非常に困る点もあつたので、三分の一だけはこういうものにして使わして頂きたいというのが本改正案の趣旨なんです。

もう一つはあなたがおつしやるように、三十一億というのは二十九年度の二千円の増徴額の税収なんだから、これは従来の計画から見れば余分の金なんだ、余分の金を出してやるのだから、従来の現行法に基く、いわゆる議員立法に基く計画のそれとは関係のない、はみ出した金なんだから、その分だけは地方で自由に使うことを認めさせて欲しい、こういう意味合いになつて来ると思うのですが、併しこのガソリン税収入額を以て充てるといふことは、これは最低の限度を示したものであります。立法措置としては……。そうして提案者も当時から言われておるように、それにプラス・アルファがあつて、一般財源を投入した計画を以てこれをやるのだ。少くともガソリン税収入の相当額は下廻らないようにしたいのだ。その目安の下にガソリン税相当額とするのだ、こういうことだつたのであります。その立法の趣旨からいっても、政府の考えおることは真向から逆行する、対立する考え方なんです。そういうことで院の意思をふみにじろうとするその態度を私は先づ問題

にする。而もあなたがおつしやるように、ガソリン税そのものを分割するのじやないのです。この法律は、ガソリン税収入額というものをいわゆる国家予算中の一般財源のうちから、収入額というものを目安にしてこの道路整備費の財源等に充てると、こういうことなんです。ところが今度のやつは、明らかに地方のほうに渡すという七十九億というのはガソリンの譲与税として渡してやる。税そのものを渡してやる。国がとつたものの中からその税を分けるといふ思想なんです。その点から言ふならば、分けるものは分けてやつてよろしいという議論を仮に私が肯定しても、この法律を直す必要はない。この法律はガソリン税収入額の相当額を出せばいいのですから、ガソリン税を地方に渡そうが、何にしようがそんなことは勝手だ。渡したいものは渡しなさい。渡したつて、国自身は責任を持つてガソリン税相当額を使うならこんな修正を出す必要がない。地方の面倒をそれだけみないならば大いにお渡しになればよい。或いは仮にもつと切詰めて行くというならば、三十一億だけ渡せばいい。四十八億というものは国定財政の一般財源の中にぶち込んでおいて、その相当額というものをここに充てるといふ修正でも出すほうが筋が通つておる。ガソリン税が分割されたからと言つて何でこれを修正する必要があるか。この立法の趣旨からいって、つべこべ言ふとお叱りを受けるかも知れませんが、だから筋道立つたやうな理で私たちが言いくるめようたつて、それはそういうわけに行きませんよ。

〇小笠原三男君 議論に亘る点もあるかと思うので、ただ手続上、形式上素直な当時の考え方から類推して私はお尋ねしておつたわけなんです。あの当時の立法というものは、平衡交付金制度を認めた上で立法がなされておるわけなのであります。国家財政の見地に立つてこの計画が左右されるということでは、五カ年計画というものに値しない。そして又五カ年計画を立てて強行にこれを実施するということとは、日本の自立経済を建て直す基盤なんだ、緊急欠くべからざることなんだ、そういう趣旨を以てやつたことなんだ、将来においてこの問題等を契機にして産業開発等もでき、税収が相当上廻つて来るという経済効果も十分勘案の上で定めておる法律なんです。従つて緊縮財政と申しまして、防衛費その他を殖やすという、国民論議的にやつておるものは一方的に強硬に殖やそうとする。こういう内政として、又産業経済の上に緊急欠くべからざるものは緊縮財政と称してその犠牲にせられる。而も又同じ国の財政と言つたつ

に、私は別に言いくるめようとしてお答えしておるわけじやないのであります。こゝういふ結論になるまでのいきさつを率直に申上げて、御納得を得たいという気持ちから申上げたのであります。三十一億を、向うに七十九億をやるにいたしましたも、譲与税法を御覧下さいますればわかりますように、これは道路に使へと言つてちやんと紐を付けて出してあります。七十九億のうち四十八億というものは、少くとも当初から五年計画に充てる金であつたからこれを五カ年計画に充てよう。併し税金が上つた分からは……、国家財政が許せば、小笠原さんのお言葉の通り、別に三十一億をやらずに、五カ年計画にプラスをすればそれだけ早くなるのでありますから、これも結構なことではございませうが、先ほど申上げましたように国家財政が非常に困つておる。困つておるから院の決議は私も尊重するが、国家財政の困つておるといふ点に何とかが妥協はできませんものかということ、精神を尊重しました結果、こゝういふ結論になつたのだと、こゝう申上げておるわけでありませう。四十八億の分は五年計画に使う、三十一億は道路に關係するが、五年計画以外の道路に使つて行く、併しそのために三十一億しか地方の道路に關する費用は使わないうというのじやなく、それは従来やつておりましたように九十億でございませうか、そのうちの一部分に三十一億を充てる、そうなりますと、地方財政計画が三十八億ほどはみ出して来る。はみ出して参りますのを大蔵省と地方自治庁と建設省と三省が協議いたしまして、全般のいわゆる地方財政

〇政府委員(南好雄君) 先づ一番先に、私は別に言いくるめようとしてお答えしておるわけじやないのであります。こゝういふ結論になるまでのいきさつを率直に申上げて、御納得を得たいという気持ちから申上げたのであります。三十一億を、向うに七十九億をやるにいたしましたも、譲与税法を御覧下さいますればわかりますように、これは道路に使へと言つてちやんと紐を付けて出してあります。七十九億のうち四十八億というものは、少くとも当初から五年計画に充てる金であつたからこれを五カ年計画に充てよう。併し税金が上つた分からは……、国家財政が許せば、小笠原さんのお言葉の通り、別に三十一億をやらずに、五カ年計画にプラスをすればそれだけ早くなるのでありますから、これも結構なことではございませうが、先ほど申上げましたように国家財政が非常に困つておる。困つておるから院の決議は私も尊重するが、国家財政の困つておるといふ点に何とかが妥協はできませんものかということ、精神を尊重しました結果、こゝういふ結論になつたのだと、こゝう申上げておるわけでありませう。四十八億の分は五年計画に使う、三十一億は道路に關係するが、五年計画以外の道路に使つて行く、併しそのために三十一億しか地方の道路に關する費用は使わないうというのじやなく、それは従来やつておりましたように九十億でございませうか、そのうちの一部分に三十一億を充てる、そうなりますと、地方財政計画が三十八億ほどはみ出して来る。はみ出して参りますのを大蔵省と地方自治庁と建設省と三省が協議いたしまして、全般のいわゆる地方財政

て、国と地方を通ずる財政なんですから、国の予算面は一兆円で抑えたいにしても、そのしわ寄せが地方財政にだけに及んで行く。地方で始末せいたいやり方が地方税金全般にも漲つた思想でありますし、今度の改正の又こういう中にも如実に現われて来ておる。こういう点は相当今後論議しなければならん点でありますが、少くとも今あなたがおつしやつたように、七十九億の、地方における道路費分三十八億と、このはガソリンの譲与税を以て充てるということで、その分だけは国が備かつておる。従来の考え方から言うならば国が備かつておる。確かに緊縮にはなつたかも知れない。併しこの分を地方自身が又苦勞しなければならん。起債ということが協定せられたと言つておつても、それが又事情変化でどういうことになるかわからん。そういう幾多の問題があることを考えるならば、少くとも建設当局としてはその院の決定を背負つておる限り、強硬にこの財源は確保すべきであつたということとを私は申し上げなければならん。それでもなお且つあなたたちとして、約三十一億は上廻つた分なんで、既定の計画通り四十八億を含む金を充ててやつて行くのだから、御心配は要らないとこう言うならば、先ず私は委員長にもお願いしますが、この五カ年計画の内容を細部に亘つてこの委員会に御提出願いたい。そうでなければ實際既定計画が変更せられたものやら変更せられないものやら、完遂できるものやらできないものやら我々にはわからない。従つてあなたの意見を裏付けるためには、その道路計画ですね、五カ年計画を御提示願いたい。

○三浦辰雄君 関連して。それに併せて私はこの法律、整備法の政令、これを見てみるとどうも出ていないように思われる。五カ年計画を出すためにはむしろ政令を出す必要があるのだが、政令一つ出ていない。そうしてあなたのはうは院議を非常に尊重して何とかかかろうか、その場逃れの何物でもない。而も一方譲与税に関するところの政府のほうも、五カ年計画五カ年計画と言つてけれども、いれいしく引用しているんですね。何が五カ年計画です。そういう根本の問題が全然わからないというよりは、しようとする意思がないのに、そのない砂の上に立つて五カ年計画五カ年計画、何を言っているのだと私は思うんですよ。併せてその点をはつきり、政令というものをあるなら出してもらいたい、五カ年計画は当然です。そうしてこの審議の対象の根本になるんですよ。而も五カ年計画的なあの法律の主眼であつた道路の整備というその意図がどの辺まで一体尊重するように考えておられるのか。我々は全然零だと言うんですが、若し零と言われて困るなら出してごらんさい。

○委員長（深川タマエ君） 速記をとめて。

【速記中止】
○委員長（深川タマエ君） 速記を起し
て。
○政府委員（南好雄君） お答え申し上げます。小笠原委員、三浦委員から最も私たちの心配しております点を重ね重ね御指摘頂いたので何とも恐縮なんですが、私たちが両院が全会一致で以て通過いたしましたこの臨時措

置法と申しますものは、これは両院の
本當に嚴たる意思であります。できれば
政府でこれをそのまま守つて、そう
して道路五カ年計画を速かに実施して
はしかつたのでありますが、先ほどか
ら何度も申上げておるうちに、本年
度、二十九年予算全般について見ら
れます通り、国家財政が非常に窮迫し
ておる、こういう点もございましたの
で、先ほどお答え申上げましたよう
に、考え方といたしましては五年計画
を地方が負担しなければならん分に
ガリソリン税相当額のうちの一部を
充つて行く、こういう考え方も建設
當局としては必ずしも当初からこれ
に賛成でなな度に限つてはこういう
ふうにするの、だ、こういう点で止
むを得ず、我々といひましたし、そ
ういう考え方も絶対考へられないわ
けではないわけでございます、いまし
て、三分の一の相当額だけは地方に
やる、こういうような考え方に政府
部内として一致したようなわけでご
ざいます。

○赤木正雄君 政府は予算が緊迫し
て止むを得ないとおしやるなら、防
衛に必要なら、その法案を提出さな
ければならんか、それだけ聞きたい。
それは私はむしろあなたよりも、提
案した自由党の諸君に聞きたい。そ
れはあなたも自由党の諸君の答弁を
願いたい。私は今日は時間ありません
から……。

○政府委員(南好雄君) お答え申上
げます。赤木さんの御質問でござい
ますが、私も自由党員ではございま
すが、むしろ御意向を察知いたします
と、或いは私よりも提案者である方
のお答

えをむしろ望んでおられるようでございますから、いずれの機会かにおきましてそういうようにいたしたいと思つております。

ただ私繰返して申し上げますが、両院の意思をできるだけ私たちは尊重するように努力したのでございます。誠に微力で申訳ないのでございますが、事ここに至つたのでありまして、一つその点御了承願ひまして、できるならば速かに御審議、御賛成を得まして、多少傷はついておりますが、五カ年計画そのものを早く陽の目を見せて、そうして国家の道路計画と申しますものを推進させて頂きたい、こう考えておるようになります。

○小笠原二三男君　もう時間がございませぬから、私は南政務次官は、それは政府を代表するというところで頭は痛いことであると思うから、端的に道路局長に伺ひますが、昨年度我々に提示せられたようなあいう資料に基いてて五カ年計画は、こうした事態になつて実現できるかどうか、端的に担当責任者として御答弁願ひたい。又先ほど要請しました資料の提示ができるかどうか、この点も委員長から私確かめておいて頂きたい。

○政府委員(南好雄君)　道路局長がここにおりまして、私はその横から口を出しては恐れ入るのでありますが、道路局といたしましては、五年計画そのものはすでに道路局の案がまとまつて、建設省の案として今審議中なのでございます。で遅からず私はまとまるものと思ひますから、審議途中ではございますが、私たちも極力促進いたしまして、閣議の決定案ではございませぬが、閣議稟請案になるべきものをお

手許に配付したいと、こういうふう
うに考えておるような次第でございます。
す。

○小笠原二三男君 道路局長の答弁。
○政府委員(富樫凱一君) 只今政務本
官から申されましたように、道路局と
しましては五カ年計画の案も持つてお
りますし、又政令の案も持つておりま
す。これから関係各省との折衝がござ
いますので、それが終わりましたら閣議
に出したいと考えておりますが、その
案がまとまりましたら提示できると考
えております。

それから前に考えました五カ年計画
と今考えております五カ年計画とでご
ざいますが、これは事業量にしまし
て、只今考えております五カ年計画は
前回のものよりも多少上になると考
えております。と申しますのは、ガソリ
ン税が上つた関係もございますので、
その程度に事業量は持つて行きたい考
えてございます。

○三浦辰雄君 私最後にですけれど
も、どうも私は最も問題にあなたたち
もしなければならんし、誠意を以て答
えなければならんしと考える五カ年計
画及びその政令です。これを今のよう
うなことを聞いて全く驚いたのです。
あなたがたは一体院の両方の経過から
考えて、これは随分慎重に議論をし、審
議されてできたのですから、法律がで
きた以上は、法律の趣旨に副つてやる
ことは勿論のことだ。これは法律が通
れば、憲法にだつて「法律を誠実に執
行し、国務を総理すること」というの
が内閣の責任になっております。そこ
ろがその前提である予算の問題にから
む前にこの五カ年計画というのはでき
ていなければいけないのです。政令

を出してなければいけないのです。それも一つも出さないで置いて、予算の上でつべこべ／＼言つていたつて、そんなものが責任を以て法律を執行しようとした態度か。私は根本問題はそこにあると思う。それに対して答えないで、今聞いてみていると、これが又建設の当局の作つた案はございませう、それが実態じゃないか。それならば、如何に政府は苦慮してあの法律の案を忠実にやろうと思つておりましたのすが云々……、何が一体、それは言葉の上だけですよ。私はそういう誠意のないことでは全く問題だと思つたのです。この点を今もう聞いたつてしやうがない。どう答えるのがあなたの立場かどうか、よく考へて返事してもらいたい。この次で結構です。

○政府委員(南好雄君) 三浦さんの御質問にお答え申し上げます。御承知の通りこれはたしか七月の終りに法律が通りまして、案を整理いたしましたして、十月の初め大蔵当局に正式に合議をいたしております。ところがその返事がなか／＼得られませんでした。その返事から閣議決定に至らなかったという事、これは本末転倒だということでは明らかなんですよ。そういうことで一体何が忠実な法律の施行に任せられる一人としておられるか。甚だあなた個人に対しては御迷惑な失礼な言ひ分になるけれども、そういうような法律の扱い方自身は私はその内閣の責任だと思つたのですよ。本心に。

○小笠原三三男君 速記録を御覧になればわかるが、私もその点は強く駄目を押したわけなんです。私は飽くまでも財源の都合によつて計画が左右されるようではいけないし、その計画そのものが妥当であるかどうかということも、こんな無理な法案を通す限りは、我々は責任を持たなければならぬ。従つてこの五カ年計画の案なるものを法律に付して法文において明確化しておいて、将来においてこれらが左右されないという措置までとらなかつたら、こんな法律など通してもどうされるかわからないのだ。提案者並びにこれは建設当局も出て、絶対信用してもらつていい、この法律さえ通るならばもう明日にでも閣議決定できるようなことで鋭意こういう案を進めておるのだというやうなことで、非常に大見得を切られて、それならば、それだけの自由党に熱意があるならばやれるだろうと思つて我々は賛成したのです。ところがあなたに因らなや、こういう状態になつておる。その当時の政府なり或いは政府と我々が我々に対して言明しておることを裏切つておるのです。そういう点については、あなただつて恐縮しますと言ふよりはかは言えないだろう。もう言われなくてもいいのですけれど、もう、こういう事態になるについては何回も念押しに言つておいた。どうなんでしょう。

○委員(深川タマエ君) 速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員(深川タマエ君) 速記を始め下さい。
これにて暫時休憩いたします。
午後零時二十六分休憩
午後二時四十一分開会
○委員長(深川タマエ君) では只今より建設委員会を再開いたします。

前回は引き続きまして住宅金融公庫法の一部を改正する法律案の質疑を御継続願ひたいと存じますが、御異議ございませぬか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(深川タマエ君) ちよつと速記をやめて……。
〔速記中止〕
○委員(深川タマエ君) 速記を始めなす。
なお、出席の政府委員は町田首都建設委員会事務局長、渡江計画局長、鮎川住宅経済課長でございます。順次御発言願ひます。

○赤木正雄君 今度の法案を見ますと、今までの公庫とは大分性質を異にしてしまつて、土地の造成までも関与するとなつております。この前の委員会にお示しになつた一つの例を見まして、東京で十二万坪の土地を造成する、こういう案を示されております。この東京に土地がどの辺にあるか存じません。又この取得費が果して適当であるかどうか、これはこの前の委員会で随分論議された点であります。ただ私の承わりたいと思ふのは、こういうふうに大きな土地を住宅公庫は対象として仕事する場合に、これは東京都の首都建設とも非常に関係するし、無論建設省の計画局としても十分お知りになつておるべきことと思ふし、又知つておられねばならぬことと思ふのです。従つて今まで、この法案の関係上公庫の性質も変わりますので、その間首都建設委員会並びに建設省の他の局とはどういふ連絡が取られておりますか、その点を承わりたいと思ひます。

○説明員(鮎川幸雄君) 御指摘のやうに、この土地開発事業は、都市計画、地方計画等の問題にも関係いたしますので、内部におきまして関係局とは連絡をいたしてこの法案の作成に當つたわけでございます。

○赤木正雄君 計画局をいたしましては、今鮎川さんのお話の通りに、事前はこの事業に対する連絡はあつたものか、又その連絡は果して正しいものか、又首都建設委員会としてどの程度までこの土地に対して、この首都全体の計画の部面から諾否を与えておられるのか、その点を承わりたいと思ひます。

○政府委員(渡江操一君) 只今の御質問の点でございますが、法案自体の内容につきましては、建設省の省議を通じて決定になつておりますし、勿論それに対しては、内部の各局といたしまして、計画局なり或いは首都建設委員会事務局なり、それ／＼この内容につきましては審議もし、それについて同意を与えた関係に相成つております。で、ただ都市計画との関係、或いは首都建設計画との関係、これはやはり御指摘になりましたやうに、個々の具体的な宅地開発事業の候補地域につきましては、おのずから出て参ると存じます。個々の宅地造成ということではなくて、一団地の宅地を開発するといふ一つの規模を持つて参りますれば、殊にその関係は深いことになつて来るのは当然でございます。そういう関係から、個々の具体的な宅地開発事業の計画をどう立てるか、それに対するきましては、今後この運営として密接な連絡を取らねばいかん、かやうに考へておるわけでございます。

○赤木正雄君 首都建設委員会のほう

が、少くとも五年計画の建設省案とい

いますものはこれはお見せすることが

第十六部 建設委員会会議録第十八号 昭和二十九年三月二十五日【参議院】

はどうでしょう。

○説明員(町田保君) 只今計画局長から御答弁がありましたように、この方針については省議を通じて私ども十分了承しております。ただ具体的な場所につきましては、目下首都建設委員会をいたしましては、調査費を頂いて調査をいたしております。東京の周辺に二十カ所ばかりの適地と思われるようなところを具体的に調査をいたしております。住宅局とはこれらの場所については、我々のほうでこの場所の調査を目下しつつある、適当なところと考える場所ばかりを選んでおるのだということが住宅局と連絡してあり、住宅局も資料を提出してございまして、ただ具体的にここにやるのだということは、これは今後の御相談のことであらうと存じておるわけでありまして。

○赤木正雄君 きのお示しの理由を見ますと、坪当り二千五百円とありますが、これは平均の坪当りか、或いは一団地の坪当りか存じません。併し私は恐らく一団地の坪当りと思つて論議してはいたのです。これは住宅局のほうでは、坪当りとはこれは一団地の坪当りか、或いははる／＼の各分散している土地の平均した坪当りでしょうか。

○説明員(鮎川幸雄君) この提出いたしました資料の坪当りと申しますのは、或る一定の地域におきます具体的な場所における坪当り価格でございます。平均的な意味ではないわけでございます。勿論その団地といたしましては、一応平均的な問題になります。東京、大阪、神奈川におきます平均的な坪当りではないわけでありまして、各地域によりましてこれよりも低

い場合、勿論高い場合といふ／＼あるわけではございますが、ここに掲げておきましたのは、こういうような地域が一応現在考えられる。但しこの地域が公庫融資によりまして、開発されるかどうかということがまだ決定されておるわけでもございませぬし、こういうただ一応の地域が予想されておるといふ例でございます。

○赤木正雄君 この造成予定の東京の場合であります。造成予定の十二万坪というものは、これは団地としてたくさん分れておるものでありまして、どうか、或いは一団地か、どうなんですか。

○説明員(鮎川幸雄君) この掲げておきましたのは、各一団地の例にこの程度の数があるという資料でございます。このほかに各府県等におきましては、団地は更に／＼あるわけでございます。これは或る団地の一つの例でございます。

○赤木正雄君 今お話の通りに、十二万坪というものは一団地の例に考えられますが、又それに対する総額の金、これは坪当りになつております。それでこの金とか坪当りとは、私今聞こうと思ひませんが、ただ一団地の十二万坪という、そういうふうな具体的に示されたものについて、首都建設委員会或いはその計画局とはどういふふうな関連性を持つてこれを決定されておるか。これは今後首都建設として、或いはひとりで東京のみならず、大阪、神奈川、兵庫等におきまして今までもと様相を異にしていると思ひますが、密接な関係があると思ひまして、かように念を押している次第であります。現にその事実を示されております。その

示された事実において、これはどの関係を持つて、この一団地が今後の首都建設には、これがどういふふうな宅地を造成して、果して首都の面目を保ち得るかどうか。或いはこれよりももっといい所はありはしないか。坪当り若し高くても或いはもつと安くても、遠い所がいいとか、そういう所があつて然るべきものと思ふ。計画局としても当然それは具体的な例が示されておりますから、この具体的な例によつて当然計画されておるはずと思ひますが、その点を聞きたい。

○説明員(鮎川幸雄君) この資料に出しております例は、ただこういう地域が、開発すればまだ開発できるところの地域があるというための例でございます。これを直ぐに開発地域とするとか、これだけの坪数がすぐこれによつて開発されるという例ではないわけでございます。実際に開発をいたします場合には、具体的な問題になりますので、これにつきましては先ほど関係の局長が述べられましたように、十分に個々の問題につきましまして打合せをし、連絡を行ひまして実施いたす考えでございます。これは飽くまでもただこういうところに開発ができる地域があるという例にだけに過ぎないわけでありまして。

○赤木正雄君 ここにお示しになつた例は具体的なものでもなし、まだ夢みたいなものですね。

○説明員(鮎川幸雄君) 現実こういう地域はあるわけでございますが、ただこれがすぐに公庫の融資によつて開発される地域として決定された地域という意味ではないわけでございます。

○赤木正雄君 併しこういう開発計画

の土地があるのだということについて、計画局なり或いは首都建設委員は御相談にあずかつておられましようか、どうでしょう。

○政府委員(荒江操一君) この宅地開発計画の一つの例として示されました東京を初めとしたすまいをゆる大都市を中心とした開発適地というもののに対する一つの造成費なり或いは譲渡価格の基準という点につきましては、実は私もまだ深くこれについて担当局である住宅局との話し合ひをつけておられません。従ひましてここに挙げられたこの取得価格なり或いは造成費なりにつきましましては、なお検討を要する余地があるだらうというふうに考えております。ただ私もさつきこの資料を拝見しまして、いろいろ考へておるわけでございますが、従来の都市計画の上で考えられておるいわゆる宅地の整備と申しますか、住宅地帯のこの区画整理、それらとの単価的な比較という問題になつて参りますと、事情が非常に違つておる点があるのではないかと。即ち、すでに開発された宅地の手直しとしての整備と、それから今後宅地化したいという地域における一つの事業の内容とはおのずからそこに差異がありまして、そういう点につきましまして、例えて申しますならば、盛土、切土といったようなこの土地の整地の事業費とか、或いは給排水、電気、ガス等の施設費とか、そういうふうな点につきましましては、かなり新規造成の宅地についてはこれらの点についての費用が嵩むことは考えられると思ひます。いずれにしても、そういうふうな従来の土地、宅地の土地整理事業と、単価の上では違ふ点があります

が、併しいずれにいたしましても、そういう具体的な、先ほど申し上げました地域に対する価格のとり方、或いはそれに対する事業費のとり方、これらにつきましましては十分担当局と打合せをし、計画局の立場においても適正な意見を申上げて、事業効果が上るような仕組にしたいと、かように考えております。

○赤木正雄君 私は住宅の不足している今日において、一戸でもたくさん住宅のできることを希望いたします。併し私はやそ／＼首都全体の考え、各都市においても各都市の計画というものを具体的に考へて行かねばならん時代と思ひます。その観点からして、計画局といたしましては、仮に今お示しになつた十二万坪の土地があるとして、これは或いは衛星都市の関係もありまので、こういうふうな、言い換へるならば衛星都市的に或る団地を東京の中心から離れたところに持つて、いいか、或いは現在東京都内に空いている土地を成るべく手入れて、そこに住宅を建てたほうがいいか、この二つの根本の相違に対してどういふふうな計画局としてはお考えでしょうか。

○政府委員(荒江操一君) この問題につきましましては、先般の参議院の委員会でも委員の皆様がたからいろいろ御指摘がございました。端的に申し上げますと、既成市街地においては公共施設の整備を中心とする都市計画事業というものは考えられますが、併しそれにいたしましては、やはりこの不燃化を中心とする構造制限を或る程度持つたこの都市計画、いわゆる立体的な都市計画の姿にどうして既成市街地に対しては形を変えて行かざるを得ないというふ

が、併しいずれにいたしましても、そういう具体的な、先ほど申し上げました地域に対する価格のとり方、或いはそれに対する事業費のとり方、これらにつきましましては十分担当局と打合せをし、計画局の立場においても適正な意見を申上げて、事業効果が上るような仕組にしたいと、かように考えております。

○赤木正雄君 私は住宅の不足している今日において、一戸でもたくさん住宅のできることを希望いたします。併し私はやそ／＼首都全体の考え、各都市においても各都市の計画というものを具体的に考へて行かねばならん時代と思ひます。その観点からして、計画局といたしましては、仮に今お示しになつた十二万坪の土地があるとして、これは或いは衛星都市の関係もありまので、こういうふうな、言い換へるならば衛星都市的に或る団地を東京の中心から離れたところに持つて、いいか、或いは現在東京都内に空いている土地を成るべく手入れて、そこに住宅を建てたほうがいいか、この二つの根本の相違に対してどういふふうな計画局としてはお考えでしょうか。

○政府委員(荒江操一君) この問題につきましましては、先般の参議院の委員会でも委員の皆様がたからいろいろ御指摘がございました。端的に申し上げますと、既成市街地においては公共施設の整備を中心とする都市計画事業というものは考えられますが、併しそれにいたしましては、やはりこの不燃化を中心とする構造制限を或る程度持つたこの都市計画、いわゆる立体的な都市計画の姿にどうして既成市街地に対しては形を変えて行かざるを得ないというふ

うに私どもは考えております。一方におきましてまだ市街地化しない未開発な、市街地としては未開発な地域における手当、これは正直に申しまして、今までの都市計画事業が主として災害その他の跡地末として行われていた関係もございまして、実はそういう地域に對する都市計画が、或いは街路の整備でありますとか、そういうたような点につきましては若干ございまして、全体的な都市計画というものが事業化されている実例が実はどつちかというところと考へております。で、この前も御指摘になりましたようにも市街地の人口の密集度合、やういつたような点から考へまして、今後の都市計画の一つの重点は、やはりやういつた未開発地域と申しますか、市街地としては今後の問題に残されている地域の都市計画をしつかりやういつた行く、やういつたことが一つの問題ではないかというふうに考へておるわけでございます。

○赤木正雄君 日本の住宅は今まで木造が主でありました関係もありました、無論家の高さも違いますが、三階建その他の高層家を建てる場合におきましては、どうしても中心を市街に置くより方法はないと思ふんです。果してやういつたふうにとだ土地が得られるから、東京の中心から相当遠ざかつた距離にとかく土地開発という意味において金を投ずるのがいいか、よし金はたくさんかかっても、先ず都市のそれ自体の形を作る、いわゆる本當の都市計画の観点から、この東京におきまして根本的に改革といひますか、改造といひますか、改造して住宅の住みよいところを作るといふふうに進むべきじゃないかと思ひますが、それに対する都市計画のもう一度考へて伺いたいと思ひます。

もう一遍言いますと、私は現在の東京におきましては、ただ郊外に発展するよりも、もうすでに東京都そのものが、旧東京にしましても面積が広過ぎますから、成るべく面積を狭くして、高層のものをやる時代に來ていゝと思うのでありますが、どういふふうにお考へでしょうか。

○政府委員(渡江操一君) 御指摘になりましたようにこの都市計画の原則として、今御指摘になりましたように既成市街地においてはやはりこれをコンパクトな形にして、建築或いは住宅、やういつたやうなものにつきましては高層化を図つて行くということが、これが一つの方法であるやういふふうに考へております。併し一方それだけで現在の實情に副うかどうかという点になりますと、やはり既成市街地だけにやういつたやうな手当を施すということだけでは恐らく現実の需要を満たすことは甚だ困難であらうというふうに考へられます。やういつた意味におきまして、この前も申上げたかと思ひますが、衛星都市の整備の問題、或いはここに今回の住宅金融公庫の改正の上で取上げられております新しい住宅適地の開発事業、やういつたやうなものがやはり相平行して行われるという必要が私はあるんではないかというふうにお考へていふのでございます。

○赤木正雄君 今、局長のお話の一部は肯定できますが、一部は私はどうも肯定できないんです。つまり今のこの宅地開発のように、まあ分散といひますか、東京のサブアードのやういふ衛星都市的のところを作るのもいいやうな考へてありますが、やはり都市計画としての場合、先ほども言う通り、又計画局長の言う通りに中心に成るべく集つて高層の建物にすべきだと思ふんです。そんならばやういふふうに通後の開発計画、その他のほうの資金を運用する観点から、都市計画といひまして、この法案を作られる場合に、やたらに新しい遠隔の土地を開発するよりも、むしろ従来の東京都内を成るべくコンパクトにし得るやうに金を融通する、やういふふうの協議でいふので。

○説明員(鮎川幸雄君) 住宅局の立場をいたしましては、先ほど申上げたやうに、この住宅に要します敷地面積のことから、都市計画、地方計画といふ／＼と関連をいたして参ります。これは、先ほども申した通りでございます。現在、住宅問題の解決するといふ観点からばかりではなく、将来の都市の開発、都市の姿といふものとの十分な関連の下にこの計画を実施しなければならぬわけでございます。これにつきましては十分内部においても相談いたしますと共に、今後実施いたします場合には更に具体的な問題につきまして、それ／＼関係部局と緊密な連絡の下に実施したいと思へております。

○赤木正雄君 わかりましたが、私と根本のお考へが相違しているのです。先ほどもくれ／＼も申す通りに、成るべくコンパクトな東京都市にすべきである。御承知の通りに食糧にしても余りない日本でありまして、余り農耕地

を住宅地にするよりも、現在ある住宅を、一戸の戸数なら、そこに三戸も四戸も住めるやうにいたしたならば、宅地が今よりも少く済むわけですね。やういふふうにとりあえず住宅局と都市計画のほうと協議しておられるように見えないのです。又一面に首都建設委員会もやういふ点においてどの点まで協議しておられるか、非常に私は疑問に思ふのです。やういふふうの野放しにしておきますと、又行詰る時期が來ますから、果してどこまで協議してこの法案をお作りになつたか、それが知りた

○政府委員(渡江操一君) 只今赤木委員から仰せになりました点は、成るほど御尤もな点がございまして、一方から申しますと、これは住宅の量的増産を図るという考へ方があるわけでございますが、一方又この都市計画の立場としては、建築物を離れた、いわゆる街路網の整備でありますとか、やういつたやうな形にやういつた置きどころがあつて、そのポイントがややこの両方が合致しないやうな形で行われておつたやうな印象を抱かれる一つの原因であらうと思ふのです。これは先ほど申上げたやうな考へ方に基きまして、どうしてこの既成市街地における都市計画の行き方としては立体的な都市計画、即ちこの建築物との関係を離れた都市計画といふことは無意味でありますので、やういつた点につきまして今後密接な連絡が必要であるやういふに私どもは考へております。ただそれだけで現状に對する都市計画の要請に對する答へとしては十分であるかといふことになりまして、これは一例を言

都建設の場合に、東京都の場合にとりまして、今後想定される人口が仮に千数百万に達するやうな場合を考へた場合には、これを限られた地域にコンパクトに収容するといふことは事実上不可能であります。やういつた点を考へますと、やはり或る程度これはこの都市計画の上でも分散する体形をやはり考へなければならぬ。その一つの現われがやはり私は衛星都市の考へ方ではないかといふふうにお考へておるわけでありまして。

○赤木正雄君 それは誠に巧みに申されませんが、實際には両方に通じていないのです。この法案を見ましても、これはやはり先ず東京、都市中心ということに全然なつていない。やはり東京のサブアードのほうに主に行つてゐるのです。やういつたことは立派な都市ではない。やはり或る程度は中心に集める、二階のものは三階なり四階にする。ベルリンも戦前世界の有数な市でありました。ああいふふうの勿論富は違ひますけれども、だん／＼やういつた形に持つて行くのが本當の都市計画です。特に住宅と都市計画は不可分です。これを二つの局でなされるというのは非常に間違つてゐるのです。局が二つありまして、一つの局として手足のやうに密接な関係で計画なさつて初めて公庫の運用によつて本當の都市ができる、やういふのです。都市計画のほうから言つと、住宅局の關係からして直接關係ないとおしやるかも知れませんが、これは非常に重大な關係があると思ふのです。又東京都の首都建設委員会としても、これは重大な關係があると思ふのです。それでわざわざお越し願つたのです。ただこの法

案を審議して通過していいだけでは、今後立派な都市もできないし、折角公社が宅地を開いて家を作つても、そこまで行くのに非常に不便で住む人も困る。それでむしろ、少々金が高くて、東京の中心に三階のところは三階にするとか四階にするとか、そうして住みよい都市にしたほうが将来のためにいいと思つて私は質問するのです。

○政府委員(渋谷操一君) 只今御指摘になりました点は私も同感でございます。従つて今回のこの法案に盛り込まれた宅地造成事業、それを都市計画の観点から十分協議もし、又それに対する我々の意見を加えて、この計画がなされるように是非我々としても協力もし、又連絡をとつて参るといふ考え方にいたしたいと思つております。ただこの既存の建築物との関係を考えて参らなければならぬわけでありまして、宅地としての適地を市街地に求めて行くという点につきましては、具体的な処理方法において、既成市街地よりもややそういう郊外地に求めて行くという趨勢にならざるを得ない根本的理由は、やはり既存の市街地の建物、権利、そういうふうなものを対する補償措置、そういうふうなことがやはり考えられて参りまふと、事実この解決は非常に困難だといふ点があるといふふうに私も考へております。

○赤木正雄君 今局長の言われたように既存の市街地の土地所有者、或いは宅地所有者の権利、いろ／＼とあります。それを考へるべきは当然なんです。それが少しも今まで考へてないのです。だからしてのつべらぼうに広い街になつて、實際住む人は困つてしまふということになりますから、今局長の言われた通りのことを考へて欲しい。私の考へはあなたのお考え通りであります。それが一向實際においてはこういう法案には盛り込まれた例がないのです。却つて逆になつていますから、それではいけないといふので、これは私は申すのです。併しこれ以上私は質問いたしましても同じことですから、私の意のあるところはそういう方針ですから、同じ建設省におられるのですから、今私の申したことを、あなたの御意見と大した相違はないと思つて、その方針に向つてやつて欲しいと、私は特別にお願いいたします。特に首都建設委員会は都市計画と重大な関係がありますから、首都建設委員会においても私の言つたことを十分検討して欲しいと思つております。

○田中一君 今赤木さんの質疑に關連して言いますが、渋谷さんは今のような郊外の敷地造成といふものがあなたのお嫌いなんだね。東京都の十二万坪のものが新しく無計画にできた場合に非常にこれは今後困るといふ気持は持つていますが、あなた恐らく最初の原案構想に対しては参画してないやうに思ふ。参画してればもう少しあなたに頭に描いておるものを言えるはずだと思ふのですが、今赤木さんの御質問のつぼを外すやうに御答弁しているが、事實においてあなた御自身の計画局長としての良心から言へば、このやうにあつち三千坪、こつち五千坪、こつち一万坪といふやうなものを平面的に、それもこの程度の造成費では完全な住宅地や宅地はできやしません。そういうものをやられちや困るという気持があるのです。それを何と

かしてこの法案に結び付けようと思つて、苦しい答弁をなさるのであつて、殊に今市街地における地価が高いの安いのと言つて、高いから得られないといふお考えなのか、どこまでも高いものとおきめになつてゐるのか、あなたは今の都市計画その他を担任している局長として、現在の地価と現在の市街地の土地の動きといふものはどうなつておるかといふ点はお調べになつたことございますか。

○政府委員(渋谷操一君) 市街地の宅地政策全体の問題につきましては、いろいろ見方があらうと思つて、この価格そのものについては、これは或いは私の見方が間違つておるかも知れませんが、必ずしも安いとは考へておらないのでございます。

○田中一君 一つの例を言いますが、渋谷で東京都住宅協会が建てた十階建のアパートがありますね。あれは幾らで建設されたか、御存じですか。これは首都建設委員会のほうへ聞けばわかるか知らんけれども、幾らであそこは建設されたか。

○説明員(鮎川幸雄君) 今ちよつとここにはつきりいたしませんので、後刻又調べて申し上げたいと思つてます。

○田中一君 大体市街地の建物がどうのこの敷地はどうのといつて検討してない。それは無論何もない原野を開発すれば調査も何も要りやしませんよ。これは幾らぐらひで売れるかと思ふからやるのであつて、實際に国民経済の上から、或いは国家経済の上から、都心から少くとも一時間半、二時間であらゆる交通機関によつて通つたほうが利益が不利なことを検討されてないのです。或いは渋谷さん

は車で朝晩通うからいいか知らんけれども、少くとも十二坪や十三坪の家を持つ人は庶民であります。こういう人たちが一時間半も二時間も乗物や泥んこの中を通つて、これは非常なロスだ。従つて今赤木さんの質問しているやうに都心に近いところには、少くとも徒歩で十五分かつ三十分のところには既存の土地を、造成された土地、これを立体化すれば、結局私は造成費が何か入つて、これ四千四百四十四円とかいう単価になつておるが、その日常の生活の上におけるロスといふものを加へれば、ずつと都心に近いところに住んだほうが国家経済からいつても、国民一人々々の経済からいつても利益だと思ふ。そのやうなところに改めて土地を求めるといふことは、市街地に土地がないならば別ですが、たくさんある、空間があるので。これは甚だこの法案そのものにだけ、立案者が自分の立案した面子にこだわつて、本當に目を開いてないと思ふのです。そういうやうな気持がびつたりと表現されて、併しこの際は自分のほうは智慧がなくて、こういうやうな方法がない。殊に政府や与党からもこういう要求があるんでやつてゐるんだ、本當のことを言つてくれれば、又立案者の何もあるから、条件を付けて何しないでもないわけなんです。ただこれにこだわつて、幾らでも空地があるんです、幾らでも建てる余地があるんです。そしてこれは国民に結局売つてやるんです。分譲するんですから、結局こういうことで借りた人たちは、二十五年かそこらで本造でばら／＼になつてしまふんです。国民の負担が重くなつて来るんですよ。こういう点

でもう少し詳しいデータを出してもえませんか。例えばあそこのアパートに住む人たち、この人たちの實際の現在の住み方を調査願ひ、且つ立川が国分寺かの、あの辺からでも通つてゐる人たちがどういふものであるか、その調査も一つ両方で、住宅局並びに計画局で協力してその資料を出して頂きたいんですよ。そしてできるなら私は公聴会を持ちたいと思ふんですよ。全く車や何かで通つてゐる人たちと、時間九時、十時に出勤の人たちと、これは比べものにならないんですよ。これは渋谷さんに失礼な、甚だ申訳ございませんが、この点は本當に庶民の住宅といふことを考へられて、根本的な検討をもう一遍して欲しいと、こう思ふんです。

○政府委員(渋谷操一君) 赤木委員からの御指摘になりました点は、成るほど私も十分留意すべき問題点だらうと思つて。即ち市街地の、先ほど都市計画として立体的な都市計画といふ点を計画上の一つのプリンシプルから申し上げたわけでございますけれども、只今観点を變えて、この宅地の地価と、その高度利用による経済的な国民経済に与える影響といふ点から、いずれが国民経済にプラスするか、或いはそれに伴う個人経済にも延いてはプラスになるかといふ点を御指摘になつてゐるわけでございます。そういう点につきましては、今後の具体的な地域を定める上においても十分私どもとしても検討をいたしたいと存じます。只今御指摘になりました資料につきましては、後ほど整備をいたしまして御審議を頂きたい、かやうに存じます。

○田中一君 私、委員長にお願いする

んですが、もう大体細かい問題は……
逐条は別ですが、逐条に入る前に公聴
会を持つて頂きたい。証人を呼んで頂
きたいと思うんです。これはどうして
も公証人を呼んで一遍聞かんとかな
かその賛否は言えんと思うんです。そ
れも、或いは何でもいいから実さく
ればいいたという人たちもあるだ
るうし、せめて宅地の、庭の五十坪も
あるようなのを欲しいんだという人も
あるでしょうが、結局少くとも国民の
意思を聞きまして、その上でこの法律
に照し合わせて判断したいと思うん
ですが、私はその逐条に入る前に、今
括弧質問をやっているわけですから、逐
条に入る前にそういうような措置をと
つて頂きたいと希望します。

○委員長(深川タマエ君) 速記をとめ

午後三時三十分速記中止

午後三時五十分速記開始

○委員長(深川タマエ君) 速記を始め

て。質問を御執行下さい。
○石井桂君 今までのいろいろな委員
の方から御意見がございまして、都市
の中心には高層建築を建てて、そして
それを住宅として使うのが最良の方法
だという趣旨の御意見、又それに対す
る政府委員の御答弁がございまして
が、私もそれと全く同じなんです、
併し毎年各都市で何万戸という住宅を
建てます場合に、その住宅の所要の土
地というものは大きな面積に上りま
す。従いまして一筆にして耐火構造を建
てて、そうして必要な住宅の数を充足
するということは非常に困難なことは
明らかでありまして、これに対して比

較的郊外に近いところに宅地を造成し

て与えるということは、住宅政策から
言えは私は現在の段階においては最も
適切な方法だと思ふのです。従つて私
としては、東京都に例を取りまして、
十二万坪の敷地の対象としては、主と
して郊外の家の建つてない所を対象と
しておるか、或いは都市の中で、つまり
都市の中でというものは、周囲に道路や
給水・排水或いは電気、ガスの設備の
ある、それに囲まれた空地が、例えば元
軍用地のようなものがあります。そ
ういう所も含まれていくかどうか。そ
の辺のことをお聞かせ願ひたいと思ひ
ます。

○説明員(鮎川幸雄君) 只今の御質問

の、この東京の場合におきます十二
万坪の中に軍用地その他が含まれてい
るかという御質問でございまして、
たが、これはこの東京におきます二十
三区内の或る地域がこういう条件の下
において開発すればできるという例で
ございまして、この中にはそういう軍
用地その他は含まれてないわけでは
ございまして、併しなからこの開発の適地
といたしまして、そのほかに軍用地そ
の他もあり、或いはそういうほかの場
所におきましても開発予定地があれば
勿論、ほかの条件が充たされまされ
ば、こういう点は当然開発の対象にな
ると考へておるわけでございまして。
○石井桂君 十二万坪の敷地は具体的
に言う主として郊外の家の建つてな
い所でありまして、もう一遍お聞かせ
願ひたいと思ひます。

○説明員(鮎川幸雄君) これは私も現

地において見たわけではございませ
んが、どの程度家があるか、よくは存
じませんが、現在若干の家は建つてい

るように聞いております。

○石井桂君 それでは方面を変えまし
て、私はこの法律の要綱案の中に、す
でに同僚委員から開かれた公庫、地方
団体、又は業務を実施するに適切な組
織と能力を有する法人ということにつ
いてお伺ひしたと思うんですが、適切
な組織と能力を有する法人ということ
については、すでに田中委員からも何
度も懇切に質問があつて、大体わか
つたわけなんです、承るるところによ
りますと、この案は事務当局の元の原
案には公益法人というふうに限られた
法人であつて、途中でいろいろな人の
意見が入つて、例えばまあ自由党の政
調会というふうな意見が入つて、ここ
へ直されて出たというふうな聞いてい
るんですが、そういう事実はありませ
うか。

○説明員(鮎川幸雄君) 只今の御質問

は、この開発事業の対象となります法
人等の問題につきまして、自由党の政
調会その他の意見によつて変つた点が
あるんじゃないかという御質問だと思
ひますが、この法律案並びにこの法律
案の要綱は、昨年度におきます住宅金
融公庫の業務の概況、又数年に亘りま
す住宅金融公庫の業務の概況からいた
しまして、昨年度におきます、特に
建築費の値上りとか或いは土地の値上
り等によりまして、非常にこの従来の
利用と変つた点が出て来た。いろいろ
困難な問題が出て来まして、一般の国
民階層が利用しがたくなつて来たとい
うような現象が若干見えて参りました
ので、そこで建設省においては勿論こ
の問題について検討をいたしますと共
に、建設省の付属機関になつておりま
す住宅対策審議会におきましてものこ

問題を取上げまして、数回に亘りまし

て部会を開き、その結果として、
本年の一月の中頃に建設大臣に対し
まして建議書が提出されたわけでござ
います。この建議書に基きまして、建
設省におきましてはその趣旨に基いて
この要綱を作成いたし、並びに法律案
の具体的な準備をいたしたわけでござ
いまして、その要綱と、そういう当時
の考え方と現在におきます考え方と全
く変つておりません。若干字句の修正
その他があつた以外は、根本的な問題
は全然變つてないわけでございまして。
途中におきましてそういうことがあつ
たことは全然ないわけでございまして。

○石井桂君 公益法人以外の一般法人

がこの仕事をする場合にいろいろ間違
いが起る場合も予想し得るわけであり
まして、その点について田中委員等も
非常な御心配があるわけなんです。私
も同委員のお話を聞きまして、若しそ
ういふことがあつては甚だ相済みまし
うことと心配しているもの一人であ
りますけれども、そういうことに對する
御心配は政府委員側においてはな
いのでしょうか。又そういうことを考
へた上であるとすれば、どういふ方
法で御防ぎになる心組なんです、お
聞かせ願ひたいと思ひます。

○説明員(鮎川幸雄君) 只今の御質問

全く御尤もな点でございまして、この
ような事業をいたします場合の貸付を
いたします際には、従来もそうござ
いまして、この法律の定めるところに
従いまして、いろいろ計画その他諸般
の事情を十分に審査いたしまして、こ
れを貸付の対象といたしておるわけ
でございまして。なおこの法律の改正案に
よりまして従来よりも範囲が拡大され

まして、いろいろな業務が公益法人以

外の団体にもできるようになつており
ますので、この改正案におきましては
それに対します監督を厳重にいたしま
すために、この法案におきまして特に
新たに監督規定を設けたわけでござ
います。これは建設大臣、勿論主務大臣
でございまして、大蔵大臣も入りま
すが、特にこういう土地の開発事業を
行う主体、その他の問題につきま
しては特に主務大臣が監督するとい
う事項を三十三条第一項に入れている
わけでございまして。で、そのほかに
これに違反しました場合には罰則の規
定等も整備いたしておるわけでござ
いまして、運用の面におきまして、そ
の他の点におきまして十分そういうこ
とがないようにいたしたいと考へてお
るわけでございまして。

○石井桂君 只今の御返事は、何か過

ちが起つたときにいろいろ監督の規定
があるからというお話ですが、そうい
う不正の起るような虞れはないと思
ひになつておるかどうか、こういう点
の御返事がないように思ふのですが、
もう一遍……

○説明員(鮎川幸雄君) 勿論人間がい

たしますことでございまして、絶対
に間違いないということは申し上げか
ねるわけでございまして、従来公庫に
おきましていろいろ貸付業務をやつて
おりますが、大体において間違ひなく
つて来ていると考へております。今後
もこういう事業がございまして、更に
その運用の面におきまして十分注意
をいたしておきますれば、大過なくや
つて行けるものと思へております。
○石井桂君 そうすると政府委員の側

におきましては、間違いが大体起らないだらうというくらいなところで、それによつて起る害と、それから家を建てることによつて国民を利することとをバランスをされた結果、一般法人も含めてここへ仕事ができるようにすればよろしいという結論でこの要綱をお作りになつたのですか、どうですか、その辺は……。

○説明員(鮎川幸雄君) 特に土地の開発事業に関連して申し上げますが、土地の開発事業の場合に営利法人ができるようになつておるわけでございまして、これは先ほど来申し上げましたように、譲渡価格その他譲渡の方法について、厳重な制限があるわけでございまして、従いましてこの事業そのものは飽くまでも非常利事業としてしなくてはならないわけでございまして、従いまして一般の営利会社、営利法人等はこういう営利事業をやるためにこの資金を借受けるということは実際には余りないと思つてゐるわけでございまして、そういう営利会社で非常利的な行為のような事業を行うものは極く限定された場合でございまして、例えば電鉄会社等はそういうことが一応できるのじやないかというふうに考えられるわけでございしますが、従つてそれ以外の営利法人等がこのようなことをやる場合は、ちよつと私どもとしては考えられないというふうに思つておるわけでございまして、主体は従いまして地方公共団体及び地方団体が出資いたしております会社、延いては法人等でございます。

○田中一君 罰金の問題ですがね。これは官房長、ちよつと前へ出て下さいます。まあここにたくさん条項を置いて

罰則の問題を規律してはいますが、罰則を適用して……、幾らでしたかね、罰金は……。

○説明員(鮎川幸雄君) これは場合によつて異つておりますが、最も重い場合には十萬以下の罰金になつております。

○田中一君 そうすると罰金を受けてもその契約そのものは現存するわけですね。

○説明員(鮎川幸雄君) この罰則は、公庫といつたしましては、公庫が定めます或る条件とか契約事項に反しました場合、或いは商法規に反しました場合には、一時償還その他解約等のことができるようになつておりますので、そういう場合には当然契約の解除、或いは一時償還等をやるわけでございします。

○田中一君 ちよつと見ていて下さいます。公庫法のどこですか、本法のどこですか。

○説明員(鮎川幸雄君) 改正案で申し上げますと、第二十一条の三でございまして、この第二十一条の三の第三項に「公庫は、第一項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合において、貸付を受けた者に対し、貸付金の弁済期日が到来する前に、貸付金についてはいつでも償還を請求することができ。」という規定がございします。例えば土地の開発事業などについて申し上げますと、その第十号に「貸付を受けた者で第十七条第一項第四号の規定に該当するもの又は同条第四項の規定による貸付を受けた者が第三十五条の二第一項又は第二項の規定に違反したとき。」とございします。この規定は、主務省令によります譲渡価格とか譲渡方法

の規定でございまして、こういう制限規定に違反した場合には一時償還ができるようになつておるわけでございします。

○田中一君 返さない場合はどうします。私はこれは住宅金融公庫を指しておるのではないのですよ、営利会社を指しておるのですよ。

○説明員(鮎川幸雄君) 返さない場合は一般の例によりまして強制執行、その他手続をいたすわけでございします。

○田中一君 例えば罰金償還でやるんです。罰金償還でやつても、自分の隣接土地価格が上つて来れば、その部分だけ住宅金融公庫にお返しする、とにかく公庫は損害なしだと思ひますが、公庫以外の営利法人というのは何物を対象にしておるか。どうしてもあんなのはうで説明してくれないから……悪徳業者に貸付けた場合、これは初めから、なに十萬圓くらいの罰金取れるんです、そういう場合は想定されるのです。その場合にどうされます。

○説明員(鮎川幸雄君) 罰則を覚悟でそういう悪いことをいたす場合には誠に困つたこととございしますが、そういうことのないように貸付の際に、この法律その他の規定に従つてできるものに貸付の対象を定めて、未然にそういうことがないようにいたさなければならぬものと考えます。

○赤木正雄君 もう一遍私聞きたいのですが、営利会社、仮に軌道のほうだんだん、こつちうふうになつて、土地がなくなつて来ると、又自分の営利的なデパートと関連して、これを経営するといふ場合に、最近デパートも土地の安いと郊外に大きなデパートを持つて行こうとする。そういう計画をえだんだん進

んでおるんです。同時に軌道のほうでも営利を目的とする、そういうことがありますからして、初めからそういうことがあつては困るとか何とか、そういう罰金とか返すことはしない、もう初めからそういうことが全然してない、そういう営利会社にはこれは関係させないといふふうなすつきり行かないですか。

○説明員(鮎川幸雄君) この法律によりますと、営利会社が一応貸付の対象になつておりますが、先ほどから申し上げましたように、この事業そのものは非常利事業しかできないわけでございまして、事業を非常利的にやる営利会社といふものは極く限られた場合しかないと考えておるわけでございします。

○赤木正雄君 極く限られた場合が私はいけなと思ひます。初めからそういうものに關係されてはいけな。そういうふうな法の上にすつきりしたほうがいいと私は思ふのですが、これに對してなぜそういうことがはつきり限定していけないといふ論拠を知りたいのです。

○説明員(鮎川幸雄君) この法律におきまして、この法律の目的を達するための事業主体としては地方公共団体その他の非常利法人が最も適切であると考へられるわけでございしますが、なおそのほかにおきましても、只今の住宅事情、宅地問題の点からいたしまして、それ以外の団体におきましても、そういう公共団体が行いますと全く同様の立場で行いますならば、それは認めても差支えないじやないかといふふうに考へたからでございします。

○政府委員(石破二郎君) 只今田中委員から御指摘の通り、公営住宅建設三局今あなたのお話の通りに営利会社としてはいく事業をやつても営利にならないでしよう。それに関連して営利になることができる。例えばその周囲にデパートを作るとか、交通機関を設けるとか、それによつて利益を上げる、それに関連して非常利のものが営利的になつて来るのです。でありますからそういうことの意図のないよう、今大体あなたの意図はわかりましたけれども、そういうことがないよう、初めからすつきりしたほうがこの法律の精神に適するようと思ひますが、限定したほうが……。政府の方針があなたのおつしやる通りなら、修正はこの委員会でもやりますから……。大体御趣旨はわかりました。

○田中一君 あなたに伺ひますが、官房長に伺ひますが、公営住宅三カ年計画十八萬戸は二十九年度で全部完成するという約束でありまして、衆議院及び参議院の承認を求められてゐる。それにつきまして両院ともこれに對して承諾を与へました。この与へられたにつきましては、衆議院においても参議院においても、相当強く完遂できるや否やの問題を十分に論議をし尽しました。ところが完全にやりますと言つて、あの承認を与へたのです。それで二十九年度には完成できないことはわかつておることです。二十九年度の予算には五萬戸だけ落ちておりますから、そうすると二十九年度に落ちておる五萬戸といふものの対象は、家はそれのくらしい家ができたから、予算から削つたといふふうな解釈していいんですか。

カ年計画を立てます際には、政府は必ずこれを實現するようにということ強く希望もし、覚悟もいたしたわけでございしますが、御承知の通りの事情で、初年度におきましては僅かに二万五千戸、第二年度で漸く六万戸、で二十九年度を迎えることに相成つた次第であります。我々といひましては、どうしてもこの残りを建設したいと思つたのでございしますが、御承知の通り財政全般の事情から制約されて、二十九年度分をすといひまして、当初計画の大体七〇%程度しか充てできないということになりましたのは、建設省全体として誠に遺憾に思つております。決してこれで足りるとかいうことは毛頭建設省の中で一人も考へておらないわけでございします。

○田中一君 住宅金融公庫から金を借りる階層の人と、それから公営住宅に入る希望者と、おのずから収入その他点について政府としては指令が何か府県に出されて制限があるはずなんです。例えば住宅金融公庫から借りる申込をする人はこれだけの収入がなくちゃならんぞ、公営住宅のはうの家を欲しい人はこういう収入がなければならんぞときめてあるはずで、どちらが幾らですか。

○説明員(鮎川幸雄君) 住宅金融公庫の場合について申し上げますと、住宅金融公庫におきましては、法律その他におきまして、これ以上ではないか、これ以下ではないかという制限はないわけですが、御承知のように住宅金融公庫では資金の貸付をいたしておるわけですが、償還をして頂かなければならぬわけではござい

して、その償還金の償還できるかどうかという点が最も公庫利用階層の幅を實際上においてきめるということになるわけではございします。

○田中一君 よくわかつております。わかつておりますから、片方の場合は幾らの条件で、もう片方は幾らの条件か伺つております。

○説明員(鮎川幸雄君) 大雑把に申し上げますと、公営住宅につきましては一応二万五千円が最高の大体の基準になつておりました。その家族の収入等によつて、家族の状況等によつて多少異なる場合があると思ひます。最低は一万円以下の場合もありまして、最低はなしと思ひますが、これははつきりいたしません。大体そのあたりと思ひます。公庫の場合には結局、尤も九坪の中で建てる場合の償還金などの程度は、えんかというところになるわけですが、これを實際のことをこの調査資料によつて申し上げますと、昭和二十七年におきまして三万円台の人が八七%利用いたしておりますし、昭和二十八年におきましては三万円台以下の人が八〇%利用いたしておりますので、大体公庫を始めました当時は一万円、二万円、公庫を始めました当時は一万円、二万円の者が最も利用いたしておつたのでありますが、現在においては二万円台の収入階層が一番多く利用いたしております。

○田中一君 そうすると最高二十坪までは貸付けることになつておりましたね、三十坪未満のものに対する貸付の対象になるのは、そのうちの二十坪分だけを貸すということになつておりましたね。

○説明員(鮎川幸雄君) さようでございます。

○田中一君 そうすると二十坪の家を作るのには幾らの収入がなければならぬ、そのくらの収入の資料は出して下さいよ、わからないこともあるのだから、不潔切極まるよ。

○説明員(鮎川幸雄君) 丁度今二十坪という場合とおつしやいましたのです。が、十五坪の場合について丁度資料がございします。坪当り単価を三万四千円といひますと、一戸当りの建築費が五十一万円になるわけですが、それに対して貸付金が八割でございします。四千万円でございます。それで償還金が元金、利息を合せて三万六千八百八十五円になるわけでございます。これは第一回の償還金でございます。公庫におきましては一応貸付けをいたします場合には、この大体六、七倍程度の収入のある人を見込んでおりますので、仮にこれを六倍といたしますと二万円程度の人が申込みできるわけではあります。

○田中一君 私は、それは資料を出して下さい。そんなインチキは許さない。現に我々の周囲で何人も聞いておるので、二万円を以て貸してくれやしませんよ。委員長資料を要求して下さい。

○説明員(鮎川幸雄君) 只今申しましたのは土地資金は全然含んでいない場合でございます。三万六千八百八十五円の第一回の償還金の大体六倍程度に当る方は、公庫におきましては貸付けの対象にいたしておるわけではあります。

○田中一君 そうすると大体公営住宅に入る人の収入と、住宅金融公庫の金の貸付けを受けようとする人との収入

とはどちらが、余分な収入がなくては対象にならないのですか、どちらがなるのですか。

○説明員(鮎川幸雄君) これは先ほど申し上げましたように、公庫の資金によつて建てます住宅の大きさにもよりますが、大体に申し上げますと、公庫の、政府の資金を借受けて建てての方のほうに余計に収入がなければならぬものでございしますと考へております。

○田中一君 それに土地がない人は、土地の金も借りるわけですね。たしか二千五百円まで貸すわけですね。そうして見ますと、結局公営住宅に入る人のほうが低収入だということに断定してよろしゅうございしますか。

○説明員(鮎川幸雄君) そういうふう考へております。

○田中一君 官房長に伺ひますが、今の政府の住宅対策というものは、金の、収入の多い者を対象にして融資をするということにウェイトを置いておるか、或いは低収入の人間に家を貸そうということに考へを持っておるか、今の鮎川君の御答弁を聞きますと、低収入の者に対する五万戸は頗かぶりに捨ててしまつて、それよりも高収入の者に、そうしてなおかつそれに土地まで造成して与えようという政策は、或るほど資本主義的自由経済政策としては似合はしいものですけれども、併しあなた個人としてはこういうものであつていいと思ひますか、悪いと思ひますか。

○政府委員(石破二郎君) 一方は、住宅金融公庫のほうに金を貸してそれを返してもらふという制度でありまして、更に公営住宅のほうは、国庫が補助

をして、それでやつて行くということでありまして、これの扱いについては勿論いろいろ検討しなければならぬわけ、一概にどうこうとは申し上げかねると思ひますが、実はこれも申し上げれば却つて叱られる種になると思ひますけれども、二十九年度は二十八年度に比較しまして、公営住宅だけを減らしたのではありませんので、誠に申訳ありませんが、住宅金融公庫のほうも減らさざるを得ない状況になつております。その辺のバランスは……。

○田中一君 私は今言う通り住宅金融公庫の貸付というものが減つたことに文句を言うのではない。一兆円よりもつと、今の政府よりもつと緊縮予算のほうがいいと思ひます。併し今言う低収入の者の家を大幅に五万戸も予算上から削減して、そうして高収入の者に対するものはそのまま残して、なおかつそのものを対象にして宅地造成の資金を出すということ、これは少くとも正しい意味の行政じやないと思ひます。こういう点はどうですか。

○政府委員(石破二郎君) 御意見御尤な点もあると思ひますが、

○田中一君 点もある……。(笑聲)

○政府委員(石破二郎君) 誠に御尤と思ひます。土地造成というものは、特別にいい土地、贅沢な土地を作つてやろうという考へ方ではございせんので、先般来委員会におきまして土地の取得に対して非常に安過ぎるというふうなお話もあり、又この造成費にいたしても、そう贅沢な造成を考へておるわけではございせんので、すでにでき上つてゐる宅地を、非常に権利を譲つてもらうの

を、それでやつて行くということでありまして、これの扱いについては勿論いろいろ検討しなければならぬわけ、一概にどうこうとは申し上げかねると思ひますが、実はこれも申し上げれば却つて叱られる種になると思ひますけれども、二十九年度は二十八年度に比較しまして、公営住宅だけを減らしたのではありませんので、誠に申訳ありませんが、住宅金融公庫のほうも減らさざるを得ない状況になつております。その辺のバランスは……。

に困難だという状況に対して、宅地造成をちよつとでもやつて土地の取得を楽にして行こう、こういうのが今度の制度の狙いでありまして、特に収入の多い者を優遇しようというような考えは持つておらん次第であります。

○田中一君 現実にはどうもありませんか。住宅金融公庫の金を借りる者は高収入、公営住宅に入る者は低収入、而も土地の造成は高収入の者を対象にして金を貸そうというのでしよう、間違いないやないでしよう。違ふのですか。

○政府委員(石破二郎君) まあ建設省といたしましては、できればこういう方々には全部公営住宅のほうのような形で供給するというのが確かに一つの方法だと思ひますが、やはり収入の高に感しまして、借金してでも建てられるという方には金を融資して建てて頂く、それもできない方には公営住宅を供給する、こういうような考えであります。できることならば、それは勿論公営住宅という方が或いは理想かも知れません。

○田中一君 どうも今あなたが……、石破さん速記録をあとで読んで御覧なさい。どうもおかしいですよ。住宅金融公庫の貸付を受けようとする者が当り前の人間で、それからそれよりもつと低収入の者は家をやらなくてもいいということになつちやうんですよ。低家賃の五万戸というものを削つておいて、今言う通り今度の百五十億でしかの住宅金融公庫の金を貸付けるという対象は、今言う借金しても家を建てられる階層なんです。いいですか、従つて結論としてはあなたのおつしやるのは、金を借金して家を建てられる階層だけに余分に金を貸す、なおかつ家

ばかりでなくて土地までも買える人間に又国家資金を流してやろうと、こういうんですからね。従つてあなたは低収入の者に対する家は考へてないということに結論はなるわけですね。それじやもう一つ……、いいですよ、聞いたつて、間違つた話だから……。そこで、そのようにだらしない計画で以て土地造成をやられるならば、ぬかるみを長靴をはいて歩かなければしようがないことになるに違ひなんです。そういう粗末な宅地を作ることが主都建設委員会並びに計画局長の望みですか。

○政府委員(石破二郎君) 先ほど田中委員から私の答弁についてお叱りを頂いたわけでございますが、もう一遍答弁させて頂きますと、政府といたしましては二十九年において約九万戸の住宅を供給しようというところで計画いたしており、そのうちの五万戸は公営住宅で、あとの四万戸は住宅の融資で行こう、こういうふうな考へておるわけでありまして、先ほど申し上げました通り政府に金があるならば、これを全部公営住宅のような形にして供給するといふのも一つの方法だろつと思ひますが、それも参りませんので、五万戸だけは公営住宅で行き、あとの四万戸は金を融資して、あとで返して頂くという制度をとつたわけでありまして、何も私は低収入者をないがしろにしておるといふふうには考へておりません。

○田中一君 その住宅金融公庫の貸付を減らして、五万戸分減らして、五万戸分公営住宅に廻せば低収入者が少くとも住宅が持てるのです。同時に又余れば、余つてこありませんがね、余れば住宅金融公庫から借りる人たちが行

くのです。大体住宅金融公庫から貸付を受けようという十三坪なり十五坪の人たちは、公営住宅が少くて入れないので、止むを得ず苦勞して住宅金融公庫の金を借りるんです。借りていながら……、なおかつ何百人に一人か何千人に一人しか当らないんですよ。そういう政策をとるならば、公営住宅を我がの承諾を受けたと同じように五万戸建てたほうがもつと住宅問題を緩和し又大衆の喜ぶところなんですよ。従つてあなたのおつしやるころの結論は、何も予算上の問題じゃないのです。金はある、住宅金融公庫の貸す金はあるんですから、従つて低収入の者よりもそれよりも高収入の者に家を提

供しようという思想であることは間違いないと思ひます。で、その問題はそれで結構でございますから、今のそういう悪い宅地をどん／＼何と言ふか、あちらに作りこちらに作りしてやつて行くことが計画局長は望みですか、首都建設委員会は望みですか。

○政府委員(渡江操一君) 宅地造成の適地につきましても、条件は、只今お話のありましたように、できるだけ環境の整備された地域をむしろ利用すべきである、これはさう考へます。で、先ほど申し上げましたように、この具体的な宅地造成の地域を如何にとるかというところにつきましても、今後住宅局と我々と、都市計画の立場から十分密接な連絡をとつて、さうな点について十分の注意を払いつつ候補地のとり方をきめて行く、かような考へ方では実施面においていへ／＼考へることはいへ／＼あるんではないかというふうには考へております。

○説明員(町田保君) 私ども住宅地につきましても、その場所をどこに選ぶかということについては、首都建設委員会としては非常に重大な関心を持つておるのであります。先ほど渡江局長から言われたことの重複になります。が、具体的に東京について考へてみますと、昭和五十年に約千二百方に近い人口になるといふ予想が立てられておるのであります。かような数字が二十三区の中にどういふ方法で入るかというふうなことを具体的に検討して行きますと、どうしてもやはり一部は高層化するにやうなものでこれを考える、一部は衛星都市というやうな考へ方を以て行かなければならぬ。これはもう計算をしてみるとさういふふうになるの

でございまして、その意味でその衛星都市に該当するやうな部分をこの法律でおやりになる場合については、十分打合せをして我々の考へておる構想と一致するやうな方向に行きたいと希望いたしております。

○田中一君 もう一遍お二方に伺いますが、東京都が二億四千万でどれくらいの場所が首都建設委員会では……、もう土地がわかつていゝでしようか、二千五百円で得ようという土地で、すね、坪二千五百円……。それで仮に一団とすれば二億六千万が幾らかぐらひのもので、どの程度あるとお見込が立ちますか、仮に団地とすれば……

○説明員(町田保君) これは今その資料を持つて参つておりませんが、調査をいたしまして、大体まとまりつつありますから、それを一つ書面で……

○田中一君 資料としまして出して下さい。もう一つ、国有地は、未利用の国有地が日本全国に幾らあるか、それもち

よつと資料を出して下さい。委員長、要求して下さい。

○委員長(深川タマエ君) 資料の要求がございしますが、お出し下さいませうか。

○田中一君 もう一遍言いますが、国有地で山林も何もかも入れて下さい。よ、国有地で未利用、未開発のものが幾らあるか、その表を出して下さい。それから今のもう一つのは首都建設委員会にお願いした資料です。

○政府委員(石破二郎君) 国有地で未利用とおつしやいますと、公共用地とか何とか、公共用財産とか、現に使つてない土地になるものでございまして、これが実は大蔵省のほうの所管でございまして、私のほうでは今直ちに

お出しできるかどうか御返事いたしかねますけれども、大蔵省とも連絡をいたしまして、できるだけ御希望に副うようにいたしたいと思ひます。

○田中一君 ではこの次に国有財産課長を呼んで頂きたいんです。今でもまだ国有財産はどし／＼処分しているんです。どし／＼処分して今度は又民有地を買込んで宅地を作るなんという、全く馬鹿々々しいというか何というか、未期的現象ですよ、とにかく。もう私はこれ以上の質問はこの次に延ばしますから、資料を出して頂きましてから質問します。皆さん大分窮つていらつしやるからこれで終ります。(笑聲)

○委員長(深川タマエ君) では本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十九分散会